

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ナイス株式会社		コード	8089
提出日	2023/11/17	異動(予定)日	2023/11/17	
独立役員届出書の提出理由	独立役員である鈴木信哉氏(社外取締役)及び中川秀宣氏(社外監査役)の属性情報に変更が生じたため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)														異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	鈴木 信哉	社外取締役	○															○	訂正・変更	有
2	小久保 崇	社外取締役	○															○		有
3	濱田 清仁	社外取締役	○															△		有
4	田村 潤	社外取締役	○															○		有
5	中川 秀宣	社外監査役	○															○	訂正・変更	有
6	野間 幹晴	社外監査役	○															○		有
7	柴山 珠樹	社外監査役	○															△		有
8	鈴木 耕典	社外監査役	○															○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	鈴木信哉氏は、当社の建築資材事業において取引があるノースジャパン素材流通協同組合の理事長を務めておりますが、当社と同組合の取引実績は僅少であり、同氏の独立性に影響を及ぼす恐れがないものと判断しております。	長年、林業政策に携わった専門的な知識と経験を当社の経営の監督等に活かしていただけると判断し、社外取締役への就任をお願いしたものであります。加えて同氏は、株式会社東京証券取引所が定める基準に抵触しないことから、経営陣から独立した立場であり、株主の皆様と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
2	該当事項なし。	弁護士として、企業法務を専門領域とし、当該分野における豊富な経験と見識を有しており、当社の経営の監督等に活かしていただけると判断し、社外取締役への就任をお願いしたものであります。加えて同氏は、株式会社東京証券取引所が定める基準に抵触しないことから、経営陣から独立した立場であり、株主の皆様と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
3	濱田清仁氏は、当社と過去に取引があったよつば総合会計事務所のパートナーを務めておりますが、当社と同事務所は主要な取引先には該当せず、同氏の独立性に影響を及ぼす恐れがないものと判断しております。	公認会計士および税理士としての職務を通じた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営の監督等に活かしていただけると判断し、社外取締役への就任をお願いしたものであります。加えて同氏は、属性情報jに該当しますが、株式会社東京証券取引所が定める基準に抵触しないことから、経営陣から独立した立場であり、株主の皆様と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
4	該当事項なし。	大手民間企業において代表取締役を務め、書籍の執筆や企業等への講演活動を行うなど、経営全般の豊富な経験と見識を有しており、当社の経営の監督等に活かしていただけると判断し、社外取締役への就任をお願いしたものであります。加えて同氏は、株式会社東京証券取引所が定める基準に抵触しないことから、経営陣から独立した立場であり、株主の皆様と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
5	中川秀宣氏は、当社と取引関係にあるTMI総合法律事務所のパートナーを務めております。同氏とは別の同事務所所属弁護士と委任契約を締結しており、また当社と同事務所の取引実績は僅少であり、同氏の独立性に影響を及ぼす恐れがないものと判断しております。	弁護士としての職務を通じた豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただけると判断し、社外監査役への就任をお願いしたものであります。加えて同氏は、株式会社東京証券取引所が定める基準に抵触しないことから、経営陣から独立した立場であり、株主の皆様と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
6	該当事項なし。	民間企業における社外取締役の経験と経営管理に関する研究を通じた見識を当社の監査に反映していただけると判断し、社外監査役への就任をお願いしたものであります。加えて同氏は、株式会社東京証券取引所が定める基準に抵触しないことから、経営陣から独立した立場であり、株主の皆様と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
7	柴山珠樹氏は、当社の幹事証券会社である大和証券株式会社で過去に勤務しておりましたが、当社と同社は主要な取引先には該当せず、同氏の独立性に影響を及ぼす恐れがないものと判断しております。	金融機関における職務や監査役としての豊富な経験を当社の監査に反映していただけると判断し、社外監査役への就任をお願いしたものであります。加えて同氏は、属性情報jに該当しますが、株式会社東京証券取引所が定める基準に抵触しないことから、経営陣から独立した立場であり、株主の皆様と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
8	該当事項なし。	監査法人での豊富な経験と公認会計士としての専門知識を当社の監査に反映していただけると判断し、社外監査役への就任をお願いしたものであります。加えて同氏は、株式会社東京証券取引所が定める基準に抵触しないことから、経営陣から独立した立場であり、株主の皆様と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。